

平成 28 年度 事業計画書

I 実施方針

- 1 環太平洋経済連携協定（T P P）の大筋合意を受け、国際間の人の移動や物流が活発化する中で、我が国農業は一層厳しい国際競争にさらされることが予想されている。これに対して政府は、「攻めの農業」を掲げ、「和牛」ブランドにより海外市場への牛肉の販路拡大を図る等、我が国の畜産を巡る生産・消費環境は大きく変化しつつある。
- 2 一方、近年、周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が継続的に発生しており、清浄国である我が国においても再び侵入する可能性が高まっている。また、台湾の野生動物における狂犬病の発生、MERS、エボラ出血熱等の流行が国際的な問題となるとともに、我が国においてもデング熱が発生する等、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」）は我が国にとって脅威となっている。
- 3 本会は、獣医療法に基づいて国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の趣旨を踏まえ、国際水準の獣医学教育を目指した教育体制の整備充実とともに、学会、講習・研修等への構成獣医師の参加を図り、多岐にわたる職域に対応し得るより高度な知識技術と職業倫理を有した高度専門職業人である獣医師を育成する必要がある。
- 4 産業動物診療においては、地域の獣医療確保のための獣医師の適正配置の下、家畜防疫及び飼養衛生管理の向上、食の安全を確保するためのフードチェーン全体を考慮した管理獣医師の養成、農場 HACCP の推進等、家畜衛生対策の充実により、我が国の畜産振興及び国民食生活への安全な畜産物の安定供給に貢献する必要がある。
- 5 また、共通感染症対策としては、本会は公益社団法人日本医師会と学術協力の推進に関する協定書を取り交わし、「One World, One Health」の理念に基づく両者の連携に向けた活動を強化している。さらに、多くの地方獣医師会においても地方医師会との連携が進められ、獣医師と医師が一体となって国民の生活環境や健康・福祉の向上に寄与する等大きな期待が寄せられている。今後は、このようなネットワークを全国に拡大する必要がある。
- 6 犬や猫等の家庭飼育動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に定着するとともに、高度な獣医療の提供が強く求められている。この国民の要請に応えるためには、小動物診療におけるチーム獣医療を推進し、獣医療の向上をはじめ動物看護職の職域の確立を図り、連携を推進する必要がある。また、人の医療・介護・福祉分野や学校教育分野における動物介在活動が評価されるなど、人と動物の担うべき社会的役割が重視されている中で、動物の愛護・福祉に配慮した適切な指導が求められている。
- 7 一方、被害が甚大であった東日本大震災に伴う被災動物救護活動を踏まえて将来の緊急災害に備えたガイドラインを整備するとともに、マイクロチップの普及、緊急災害時の動物救護に関する演習の実施等緊急時の対応を円滑に行うための平時の体制整備に向けた活動を推進する必要がある。
- 8 本会は、以上の基本的な認識に基づいて平成 28 年度の事業活動を実施することとし、活動の推進に当たっては、国内・海外の関係団体と十分に連携し、効果的な事業の運営を図る。

本会の事業展開においては、人と動物が共存する豊かで健全な社会の実現に向けて政策提言を行うとともに、公益社団法人としての責務を果たし、地方獣医師会の発展、さらには構成獣医師の地位向上、処遇改善、社会的信頼の向上に努める決意で活動を推進する。

以下に本会の具体的な取り組みを示す。

(1) 獣医療に係る政策提言と獣医師処遇改善の推進

獣医療に基づき国が定める「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に沿って獣医療提供体制が整備されていくことを踏まえ、

- ・ 獣医学教育体制の整備・充実
- ・ 産業動物獣医療提供体制の整備に係る家畜衛生対策としての農場HACCPの普及推進、管理獣医師の養成
- ・ 小動物獣医療提供体制の整備に係るチーム獣医療提供体制の整備、家庭動物の増加対策
- ・ 食の安全・人と動物の共通感染症対策の体制整備
- ・ 動物福祉及び野生動物対応の整備

について具体的に検討し、適切な政策提言を行う。

特に人と動物の共通感染症対策については、これまでの検討結果を踏まえて特別委員会を設置し、①狂犬病予防体制の整備、②医師会との連携強化に関する今後の具体的な連携の内容の検討を行う。また、マイクロチップの装着の義務化、情報管理体制の整備等の推進に関しても、特別委員会を設置して重点的に検討を行う。

獣医師の処遇改善については、引き続き積極的に関係機関等に提言を行い、地方獣医師会と連携して全国的な運動を展開して、その実現を図る。

また、日本動物看護職協会と認定団体である動物看護師統一認定機構に対しては、組織の整備充実に向けての協力、支援を推進する。

(2) 獣医師倫理の高揚

獣医師が高度専門職としての社会的な信頼を確保し、獣医療が人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に寄与するため、獣医師倫理に関する課題については、本会と地方獣医師会が連携して、構成獣医師に対する講習会、研修会等を実施し、普及・啓発を図る。また、本会の「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努めるとともに、卒後教育並びに生涯教育の一部として捉え、組織を挙げてそれらに取り組むことにより社会の信頼に応える。

(3) 緊急災害時動物救護活動への対応

東日本大震災は、その規模の大きさと津波による災害、また、原子力発電所の事故による放射性物質の汚染も相まって、これまでに経験したことのない状況下での動物救護活動や畜産の復興を余儀なくされた。

本会は、平成19年に策定した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を今回の経験を踏まえて見直し、新たな動物救護・獣医療支援体制の整備を図らなければならない。新しいガイドラインにおいては、環境省が平成25年6月に策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」において同行避難を基本とした災害時の対策を打ち出していることを受け、本会としてもこの趣旨を踏まえ、実働演習を含めた対応を示す必要がある。

(4) 動物の福祉と適正管理の推進

マイクロチップの装着の推進に関しては、動物の福祉・愛護を推進するための最重要課題として位置づけ、平成30年に予定されている動物愛護管理法の改正において、マイクロチップ装着の義務化、データベースの一元化等が確実に規定されることを目標として、特別委員会を設置し

て具体的な方策について検討する。

また、動物の福祉・適正管理に係る普及・啓発においては、幼・少年期の教育・経験が重要であることを考慮し、学校、地域、家庭における動物飼育の推進等、幼・少年期の体験に根ざした普及・啓発活動の実施に努める。

(5) 獣医学術国際交流の推進

我が国の獣医学術のレベルアップと本会の国際貢献を推進するためには、国内における学術活動の推進に加え、国際的な交流と連携の推進が重要である。本会は、世界獣医師協会（WVA）及びアジア獣医師会連合（FAVA）のメンバーとして獣医学術国際交流を推進しているが、今後は獣医関係団体はもとより医学関係等関連領域の学術団体との連携強化についても積極的に取り組む。特にアジア地域等の近隣国間における交流と連携の在り方について検討を行い、指導的立場を目指すことを目標に掲げる。

(6) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成

獣医学術の振興及び獣医療技術の普及のため、各地区獣医師会が開催する学会や講習会・研修会を支援するとともに、獣医学術学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の充実を図り、構成獣医師に高度で最新の情報を提供する。

また、獣医学術学会活動、講習会・研修会の開催及び獣医学術に関する業績・情報の収集と提供等を通じ、社会の要請に応え得る獣医師の育成に努めるとともに、その人材育成の基本となる獣医学教育については、国際水準を目指す体制整備のために必要な施策を提言する。

(7) 生涯教育の充実・推進

日本獣医師会生涯研修事業は、獣医師免許取得後の卒後臨床研修、獣医師専門知識及び技術を確保するための継続研修、専門医養成研修の実現に向けた取組みとして、平成12年度に開始されたが、この教育効果を一層高めるため、インターネットを利用した申告手続きの利便化、研修プログラム・カリキュラムの見直し、在宅研修プログラムの作成等に積極的に取り組み、獣医師の資質向上に努める。

(8) 女性獣医師就業支援対策の推進

女性獣医師の就業支援対策については、前期特別委員会における検討結果を踏まえ、就業継続及び復職支援等具体的な施策を講じる。

(9) 獣医師会の組織強化

本会は、全国を活動の区域とする公益団体として、55地方獣医師会の会員と連携して事業を実施するとともに、賛助会員団体組織についても拡充を図り、地方獣医師会及び地区獣医師会連合会の役員会、協議会を介して相互の情報・意見交換を行う一方、電子媒体等の活用により獣医師会活動基盤の整備・充実に努める。

組織強化活動については、職域総合部会において組織率向上のための方策を検討するとともに、今後増加することが見込まれる女性獣医師に対し、獣医師会への入会の促進及び会員の立場を継続させるための対策の整備に努める。

また、公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業、獣医師の福祉の向上等に関する事業を推進する。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

(1) 部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきたところである。今期における各部会委員会での検討に当たっては、各職域部会間で十分に連携を図り、メール等を活用して効率的に検討を行うこととし、検討テーマが複数の職域にわたる場合には、合同委員会の設置、または関連する部会委員による委員会並びにワーキンググループを設置すること等により対応する。

なお、構成獣医師の地位向上及び本会の国際交流の在り方については、獣医学術部会と職域総合部会が連携し、公務員獣医師の処遇改善については、家畜衛生部会と公衆衛生部会が連携して検討を行う。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民の生活向上に貢献できる獣医療を提供することを目的として、関係法令の検討を含む諸施策について提言及び要請活動を実施する。

イ 個別課題への対応に関する事項

平成28年度においては、特に重要と思われる以下の個別課題に関する二つの特別委員会を設置し、重点的に検討を行う。

(ア) 人と動物の共通感染症対策特別委員会

a 狂犬病予防体制の整備について、これまでの検討結果を踏まえ、畜犬登録を含む一括業務委託等具体的な施策の検討

b 医師会との連携強化について、連携シンポジウムの開催等今後の具体的な連携内容の検討を行うとともに、本年度中に全国すべての地域において医師会と獣医師会の連携に関する協定を締結すべく、地方獣医師会の支援について検討

(イ) マイクロチップ普及推進特別委員会

改正動物愛護管理法施行5年後にあたる平成30年のマイクロチップの装着の義務化等が確実に法規定されるよう、装着率の向上、データベースの一元化等に向けた検討

なお、勤務獣医師の処遇改善については、関連部会等の意見を反映し、関係団体及び地方獣医師会との連携を図って関係省庁等への要請活動を実施する。

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努める。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行うとともに、地方獣医師会と連携して倫理向上の普及・啓発のため講習会、研修会等を開催する。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 緊急災害時動物救護活動支援事業

本会が策定した緊急災害時動物救護活動のガイドラインに基づき、各地での被災動物救護活動が円滑に行われるよう、平常時の準備、発災時の救護活動の対応及び救護活動の収束等、様々なステージにおける地域の活動を支援する。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及・啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

改正動物愛護管理法の趣旨、特に獣医師の役割に関する規定についての普及・啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。また、動物所有者の責務とされる「所有明示措置」の徹底による所有者の意識向上、動物の適正な飼育管理の啓発による遺棄や殺処分の減少、飼育動物の逃走・盗難時及び被災時における飼育者への復帰の容易化に資するため、マイクロチップの装着率向上に向けた普及・啓発活動を推進するとともに動物個体識別情報の登録・管理事業を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、動物ID普及推進会議(AIPO)を通じて他の関係団体と連携して円滑な推進を図るため、組織の強化、充実、新たな事業展開に努める。

イ 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、小学生児童を読者対象とする動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努めるとともに、本事業に関する広報の強化を図る。

(5) 獣医事対策等普及・啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及・啓発とともに、獣医療及び動物の福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、事業の一層の発展を期する。

ア 普及・啓発活動事業

「2016動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」については、第2回世界獣医師会・世界医師会“One Health”に関する国際会議(GCOH)の開催と合わせ、平成28年11月12日(土)に北九州市で開催する。その成功に向け、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加並びに獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援について、引き続き協力要請を行う。

また、獣医師、獣医療及び動物福祉の普及・啓発に関する関係団体等のイベントに参加するとともに、ポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。

さらに、動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」に主催者構成団体として参加することなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努めるとともに、その成果については、会員及び構成獣医師に情報提供する。

ウ 情報等提供対応事業

ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策等に関する情報提供及び普及・啓発を強化する。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

各種獣医事対策に関し、個別の問題への対応方針の検討と検討結果に基づく対応、国内外の関係者との連絡調整を行う。

ア 獣医事対策等を推進するに当たって、地方獣医師会・関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

イ 獣医学術部会及び職域総合部会の合同委員会において、本会の獣医学術交流のあり方について検討を行い、世界獣医師会（WVA）、アジア獣医師会連合（FAVA）等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、獣医学術及び獣医事関係情報の収集・交換、獣医学的知識・技術の向上を図るための活動等を積極的に行って獣医事の国際的な振興・普及に努める。

また、平成28年11月10日（木）・11日（金）に北九州市で開催予定の第2回GCOHが多数の参加国・参加者を得て成功裡に終わるよう、地方獣医師会、日本医師会等と密接に連携を取りながら着実に準備を進める。

(7) 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等に係わる調査研究事業の実施に努め、その事業成果をもって、獣医事施策の推進に反映させ、獣医事の向上に資する。

(8) 獣医学術学会事業

獣医学術活動の企画及び運営を担う獣医学術分野別3学会で構成する学会については、その運営について学術部会で検討を行うとともに、獣医学術に関する調査・研究業績の発表・討論及び講演・市民講座等を獣医学術学会年次大会において開催し、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会による地区学術集会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、平成28年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は石川県獣医師会と共催し、開催期間は平成29年2月24日（金）から26日（日）までの3日間、会場は「石川県立音楽堂」、「金沢市アートホール」、「ホテル日航金沢」及び「ホテル金沢」において開催するとともに、大分県における平成29年度大会について大分県獣医師会と連携を密にして開催準備を行う。

(9) 獣医学術振興・人材育成事業

ア 日獣会誌提供事業（日獣会誌の編集・発刊）

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合情報の提供媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、

ITを利用した国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、公務獣医療、動物診療、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師について、各職業職域の特性に応じた研修プログラムの策定、獣医学術研鑽の場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師専門職の人材養成と質の確保に努める。

また、事業の実施に当たり、利用者の利便性向上のためインターネットを利用した申告手続きを導入するとともに、研修カリキュラムの見直し及び参加の登録・評価、インターネットを利用した在宅研修システムの開発と試験的な配信等を行う。また、研修プログラム修了者のインターネット上での紹介等生涯研修事業の改善・充実について検討する。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

(ア) 講習会・研修会事業

産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信について検討し、波及効果の向上を図る。

また、獣医学術国際交流の推進の一環として海外の獣医師を対象とした研修を実施し、各国の獣医療提供体制の整備及び家畜衛生の向上を図るとともに、各国と協力して越境性感染症等の侵入防止を図る。

(イ) 女性獣医師就業支援対策事業

女性獣医師の就業支援については、職域総合部会の女性獣医師支援対策検討委員会における検討の結果に基づいて研修事業、情報提供活動等を行う。

エ 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築37年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、ビル全体の長期修繕工事への的確な対応に努める。

3 その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

（1）獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

（2）褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

I 及びIIの1、2、3に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。